

令和元年度仙台市障害者施策推進協議会における質的モニタリング調査（案）

1 調査目的

「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（平成 30 年 3 月 8 日仙台市障害者施策推進協議会決定）に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握しきれない本市における障害保健福祉施策等の現状と課題について把握し、これまでの調査等と併せて、次年度に実施する「仙台市障害者保健福祉計画」中間評価の参考とするとともに、本市における今後の障害者施策の方向性等を検討するための資料とする。

2 調査内容

障害者保健福祉計画の重点分野の一つである「（1）市民に対する障害理解のさらなる促進」を主な対象項目とし、項目①～③の進捗状況の把握、また、計画の進捗を図る上で推進力となる障害者差別解消条例の施行から 3 年が経過した本市における障害理解の現状の把握、さらに、前計画との経年変化について把握する。

(1) 調査対象者

- ①障害当事者・障害当事者の家族
- ②障害理解促進に関する事業の当事者・実施団体等
（例：障害理解サポーター養成研修講師、障害者スポーツ団体）
- ③その他の地域・福祉関連団体（例：社会福祉協議会）
- ④市民（例：障害理解サポーター養成研修受講者、ココロン・カフェ参加者）
※対象者の選定に当たっては、支援機関・各関係団体等を通じて推薦を依頼する。

(2) 調査項目

以下の調査項目を基本としたモニタリングを実施する。また、その他の個別の調査項目については、対象者の状況に即して検討する。

障害者保健福祉計画重点分野の進捗状況に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進に関すること ②パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進に関すること ③文化芸術活動を通じた市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進に関すること
本市条例に関する項目 ※仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	<ul style="list-style-type: none"> ①本市条例に関すること（認知・障害理解の浸透度など） ②権利擁護（差別・合理的配慮）に関すること

経年比較項目 (前回調査時と同じ項目で質問を行い、意識・実態等の推移を調査するもの)	①地域での生活に関すること ②社会参加に関すること ③保健・福祉・医療に関すること
その他	

(3) 調査方法

- ・ 合同ヒアリング（対象者に市役所庁舎等に集まっていただき実施）及び訪問ヒアリング（対象者の自宅等を訪問し実施）の2つの方法により実施。
- ・ ヒアリング時間は1回2時間程度。
- ・ 個別面談または懇談会形式で実施。
- ・ 協議会委員2名程度・事務局職員1～2名程度で調査グループを編成。

3 スケジュール

9月中旬	第2回施策推進協議会で事務局案提示 →委員意見照会
10月下旬	委員日程調整依頼 ヒアリング先への打診
11月下旬 ～1月下旬	ヒアリング実施 (12月中旬～下旬を避けて実施)
2月	ヒアリング結果取りまとめ
3月	第3回施策推進協議会で結果報告